

令和4年第4回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和4年4月18日(月) 午前9時30分

東浦町役場 西会議室1

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和4年第3回定例会会議録承認

日程第 2 議案第23号 東浦町教育委員会名義後援について(中学生仕事読本
「お仕事ブック」制作・発行事業) 【学校教育課】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第7号 令和4年第1回東浦町議会定例会における一般質問
及び回答について 【教 育 部】

日程第 5 報告第8号 令和4年度東浦町教育委員会職員数について
【教 育 部】

日程第 6 報告第9号 令和4年度学校訪問・林間学習視察について
【学校教育課】

日程第 7 報告第10号 東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱等
の一部を改正する要綱について
【学校教育課・生涯学習課】

日程第 8 報告第11号 東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要
綱等について 【生涯学習課】

日程第 9 報告第12号 区域外就学許可者及び指定学校変更許可者について
【学校教育課】

日程第 10 各課報告

閉 会

時 分

次回

第5回定例会

令和4年5月17日(火) 午後1時30分

場所 東浦町役場 3階 合同委員会室

自由討議

議案第 23 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 4 年 4 月 18 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称	中学生仕事読本「お仕事ブック」制作・発行事業
事業の主催	株式会社中広
実施日	令和 4 年 6 月 30 日発行予定 順次配付
場 所	愛知県内中学校
対 象	愛知県内の中学校に通う 2 年生約 66,000 人

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

様式第1号（第2条関係）

東浦町教育委員会名義後援承認申請書

2022 年 3 月 31 日

東浦町教育委員会 殿

団体名 株式会社中広

所在地 岐阜県岐阜市東興町27番地

団体代表者氏名 代表取締役社長 中島永次

電 話 058-247-2511

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第2条の規定に基づき、下記の事業について東浦町教育委員会の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称 中学生仕事読本「お仕事ブック」制作・発行事業
- 2 事業の目的
企業の業務内容や社会での役割等を紹介し、地域の仕事、産業の魅力を生徒達に分かりやすく伝え、仕事への関心を育むと共に 将来の地元での就職を促す
- 3 実施期日 2022年6月末に発行を予定し、2022年度用として各学校へ配布
- 4 実施時間 2022年度用として活用いただく予定ですので時間の指定はございません。
- 5 実施場所 愛知県内中学校にて
- 6 参加対象者 愛知県内の中学校に通う2年生おおよそ66,000人
- 7 収支予算書 別紙にてご報告いたします。
- 8 安全対策 冊子作成における取材はすべてオンラインにて実施いたします。
- 9 協賛予定 未定、名義使用承認後 ご案内いたします。
- 10 他の後援予定団体等
愛知県内各教育委員会様に後援依頼予定。
下記教育委員会様より後援承認をいただいております。

名古屋市教育委員会、一宮市教育委員会、小牧市教育委員会、稲沢市教育委員会、清須市教育委員会、北名古屋市教育委員会、半田市教育委員会、愛西市教育委員会、弥富市教育委員会、岡崎市教育委員会、碧南市教育委員会、みよし市教育委員会、豊田市教育委員会、安城市教育委員会、高浜市教育委員会、豊橋市教育委員会、豊川市教育委員会、蒲郡市教育委員会、田原市教育委員会、新城市教育委員会、東栄町教育委員会、美浜町教育委員会、幸田町教育委員会、豊根村教育委員会



収 支 予 算 書

事業名	中学生のキャリア教育のための副読本 わたしたちの地域の『お仕事ブック』
-----	--

○収入の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 算 出 等
掲載協賛金	50,000,000	・1口 500,000円×100社程度予定
計	50,000,000	

○支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 算 出 等
活動費	8,500,000	・企業への協賛案内
取材費	6,000,000	・100社
編集費	4,350,000	・巻頭記事・お仕事コンテンツ100社
デザイン制作費	4,500,000	・表紙・表4・巻頭記事・お仕事コンテンツ100社
撮影費	4,000,000	・100社
PM費	1,000,000	・冊子完成まで一式
印刷費	17,500,000	・A4冊子 80,000部
配送費	3,150,000	・愛知県内各所分納
雑費	1,000,000	・取材交通費、通信費 他雑費
計	50,000,000	

中学生のキャリア教育のための副読本

わたしたちの地域のお仕事ブック

愛知県版 発行企画概要
(2022年6月末日発行予定)

chico 中広

東証一部・名証一部 [証券コード: 2139]
Copyright (C) 2021 CHUCO CO., LTD. All Rights Reserved.

はじめに／子どもたちに目まぐるしく変化する社会で生き抜く力を

自分の将来に希望あふれる夢を描けるように

私たちを取り巻く環境は、20世紀後半から、情報技術革新をきっかけとする社会経済・産業的環境の国際化、グローバルゼーションなど、めまぐるしく変化してきました。それに伴う産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等のおかげで、未来に羽ばたくはずの子どもたちは、「憧れの大人像」を見つけるのが難しく、自分の将来に希望を見いだしづらくなっていると言われます。

そこで提唱されるようになったのが「キャリア教育」の必要性です。とどまることなく変化する社会の中で、子どもたちが、希望をもって自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくため、変化を恐れず対応していく力と態度を育てること。

家庭・地域・学校が連携して、子どもたちが「生きる力」を身につけ、柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立できるようにする教育、それが「キャリア教育」です。

キャリア教育とは

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

中学校におけるキャリア教育について (1)

平成29年に告示された (令和2年度から全面施行) 学習指導要領では、総則編に「キャリア教育の充実」が盛り込まれています。

(3) キャリア教育の充実 (第1章第4の1の(3))

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

※中学校学習指導要領 総則編 第4節 「生徒の発達の手援」より

キャリア教育を通して達成したい課題をまとめると下記の3点と考えます

- 仕事を通して社会に参画する意識を備えること
 - ☞ 人間関係形成・社会形成能力
- 自立した大人になったとき、職業や社会を通して果たすべき役割が何であるかを考えられるように準備をすること
 - ☞ 自己理解・自己管理能力
- 自分の人生をどうしたいかと、自分自身で計画できること
 - ☞ 課題対応能力・キャリアプランニング能力

中学校におけるキャリア教育について（２）

文部科学省による「中学校キャリア教育の手引き」では、興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成が、中学生の時期に必要なだと位置付けられています。

就学前

小学生	中学生	高校生
進路の探索・ 選択にかかる基礎形成の時期 - 自己及び他者への積極的関心の形成・発展 - 身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上 - 夢や希望、憧れる自己のイメージの獲得 - 勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成	現実的探索と 暫定的選択の時期 - 肯定的自己理解と自己有用感の獲得 - 興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成 - 進路計画の立案と暫定的選択 - 生き方や進路に関する現実的探索	現実的探索・試行と 社会的移行準備の時期 - 自己理解の深化と自己受容 - 選択基準としての勤労観・職業観の確立 - 将来設計の立案と社会的移行の準備 - 進路の現実吟味と試行的参加

大学・専門学校・社会人

出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」より

つまり、中学生のキャリア教育を通して、生徒は現実的な将来像を描き
着実にその先となる進路を考えなければいけないとされている

中学校におけるキャリア教育について (3)

また「中学生のキャリア教育の手引き」の第3章「中学生のキャリア教育の実践」より各学年におけるキャリア発達課題を読み解くと、**キャリア発達段階の特徴を理解することが、極めて重要であると記されています。**

【中学2年生 年間指導計画の具体例】

中学校段階でのキャリア発達課題			
○キャリア発達段階 →現象的探索と暫定的選択の時期 ○キャリア発達課題 ・興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択			
各学年におけるキャリア発達課題の例			
1年生	2年生	3年生	
- 自分の良さや個性が分かる。 - 自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。 - 集団の一員としての役割を理解し果たそうとする。 - 将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。	- 自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。 - 社会の一員としての自覚が芽生えるとともに社会や大人を客観的にとらえる。 - 将来への夢を達成する上での現実の問題に直面し、模索する。	- 自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。 - 社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。 - 将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服するための努力に向かう。	

文部科学省「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引き」平成18年11月をもとに作成

時期	時数	主な学習活動	キャリア教育との関連
4月	4	「私たちの未来へ」 ①職業について理解しよう」 ②課題をとらえ、単元計画を立てる。 ③今の自分の夢や適性をとらえる。	調査・講話などから課題を把握し、情報を整理・分析・まとめるなどの探究的な活動を通して、自分とのかかわりから職業について考えられるようにする。
5月	8	③職業人の話を聞いて職業について考える。 ④職業調べや企業調べをする。	
6月	4	「未来への一歩」 ①職場体験活動オリエンテーション	職場体験活動が探究的な学習となるよう、自分の課題をとらえ、職業理解や自己理解が深まるようにする。
7月	30	②職場体験活動	

出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」第2章 中学校におけるキャリア教育推進のために」より

社会の一員としての自覚が芽生えると考えられる中学2年生にとって効果的に課題解決として活用できる教材が求められていると考えます

中学校におけるキャリア教育の課題

日本で「キャリア教育」という文言が公的に登場したのは平成11年。
キャリア教育推進の手引書が発行されたのは平成18年と新しい概念であり、
指導内容は各学校、先生に委ねられていることも多く、教材数が少ない現状。

【表1】キャリア教育について、あなた自身が困ったり悩んだりしていることを全て選んでください。

【担任調査】（17項目中、選択した割合が高い上位5項目を抜粋）

選択項目		割合
1	キャリア教育を実施する十分な時間が確保できない	35.4%
2	キャリア教育の計画・実施についての評価の仕方がわからない	34.9%
3	保護者のキャリア教育に対する期待が過剰であり、負担感を感じている	33.3%
4	キャリア教育の適切な教材が得られない	28.8%
5	キャリア教育に関する指導の内容・方法をどのようにしたらよいかわからない	23.1%

出典：国立教育政策研究所 キャリア教育に関する総合的研究 第一次報告書 中学校におけるキャリア教育の現状と課題



キャリア教育を支援する教材が望まれているのはもちろん。さらに、
**地域にゆかりのある企業を紹介することで、中学生にとって日常生活から、
かけはなれた企業ではなく、身近に感じられる教材として活用される**

『お仕事ブック』発行目的および効果／地域の企業、中学校、生徒の三者をつなぐ

25年以上にわたって「地域みっちゃく生活情報誌」を毎月発行しつづける当社が、地域密着力を駆使した、中学生のキャリア教育をアシストする副読本、それが『お仕事ブック』です。生徒が夢あふれる未来を描くのに必要な情報と、地元の企業が生徒に伝えたいことをマッチングさせ、双方、そして中学校の先生方にもメリットのある1冊と考えられます。

中学校

キャリア教育の学習

地域の産業、企業を具体的に紹介することで、生徒が自身で将来像を描くことをサポートする

地域とのつながり

授業での活用はもちろん、職場体験、出張授業の企業選定などに活用した事例があります。

生徒

業界の知識

自分の住む地域は、どんな産業が盛んなのか、どんな業種があり、技術を学べるのかを知ることができる

将来像の構築

具体的な産業、企業情報を知ること、自分の将来を描くための職業感を養うことができる

企業

ブランディング

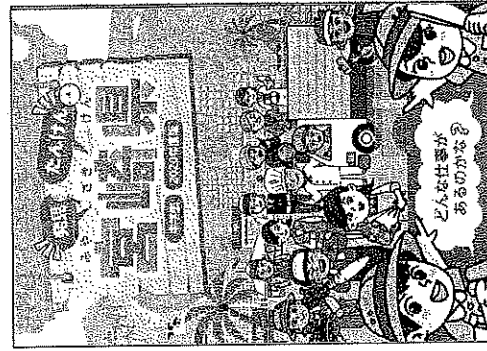
業界についての理解促進から、自社の仕事や社風、働くメリットを伝えることができる

地域貢献の一環

地元企業の魅力を知ってもらうことで、地元に残る若年層を増やし地域の活性化につなげることができる

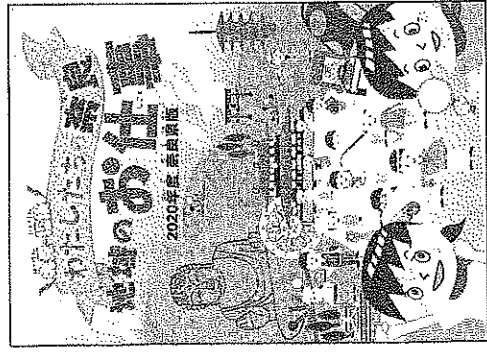


他県において、当社と交流のある全国の協力会社が、各市町村の教育委員会に
後援または協力をいただき発行して中学生向けの事例をご紹介します。



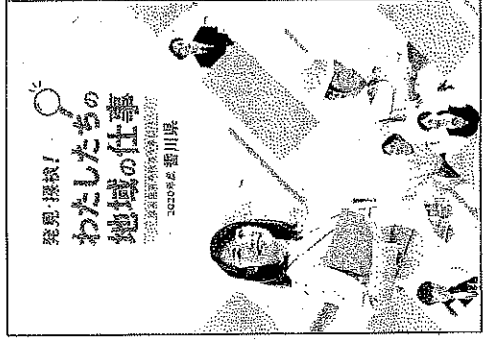
宮崎県

(2020年度版)



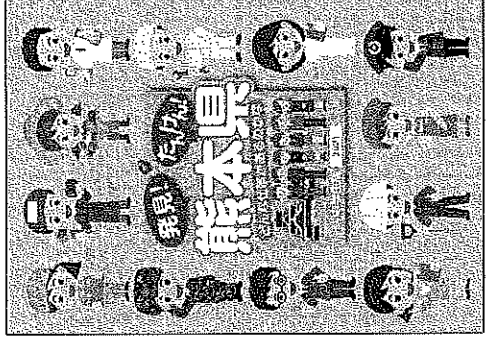
奈良県

(2020年度版)



香川県

(2020年度版)



熊本県

(2021年度版)

これらの経験を踏まえて、キャリア教育学習の教材に求められることは、

- ・ 誌面で紹介する仕事の種類の豊富さ
- ・ 現場の人の声（インタビュー記事）の掲載
- ・ わかりやすい文言の表現、ルビ付け

左記の3点は、特に授業で使うにあたり
現場の先生方から求められる要素です。

2022年度版 わたしたちの地域の『お仕事ブック』について



発行概要

【仕様】：A4（たて：210 mm × よこ：297 mm）

【発行部数】：70,000部 ※予定

【実施エリア】：愛知県

【配布対象】：県内中学校計415校（公立）

中学2年生（約66,000名）を想定

【発行時期】：2022年3月30日（水） ※予定

【内容】：愛知県の紹介ページ、協賛企業ページ、
記入式ワークシートなどを想定

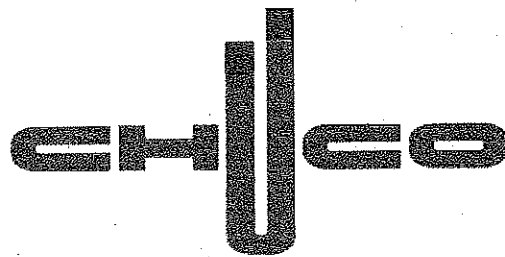
【発行】：株式会社 中広

【協力】：JLAA 一般社団法人日本地域広告会社協会

※デザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

平成 17 年 2 月 22 日変更
平成 17 年 6 月 21 日変更
平成 17 年 11 月 30 日変更
平成 18 年 6 月 28 日変更
平成 19 年 6 月 28 日変更
平成 21 年 6 月 26 日変更
平成 23 年 6 月 22 日変更
平成 25 年 4 月 5 日変更
平成 28 年 6 月 17 日変更

定 款



株式会社 中広

株式会社 中 広 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、商号を株式会社中広と称し、英文ではCHUCO CO., LTD.と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供
2. フランチャイズシステムによる生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供
3. 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び加盟店募集
4. 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得・利用・開発及び管理、使用許諾及び販売に関する業務
5. 広告代理店業
6. 印刷及び出版に関する業務
7. 音楽、演芸、演劇、スポーツ等の興行の請負及び仲介、斡旋業務
8. 損害保険代理業
9. 労働者派遣事業
10. ニューメディアに関するコンピューターソフトの開発及び販売
11. 通信販売業
12. 放送法による委託放送事業及び受託放送事業
13. テレビ、インターネット、ファクシミリ、電話等による通信販売
14. 新聞、雑誌、ダイレクトメール、折込みチラシ等による通信販売
15. 電話による商品紹介、アンケート調査及び電話注文の受付代行
16. 通信販売商品の卸売
17. 配送業務
18. 前各号に附帯関連する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を岐阜市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

第 17 条 (議 事 録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに

従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第 27 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金360万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条 (員数)

当会社の監査役は、4名以下とする。

第 31 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 36 条（報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 240 万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（選任）

会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第 39 条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 41 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 42 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 43 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 44 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

令和4年4月 教 育 長 報 告

(行 事 報 告)

【日 付】	【報 告 内 容】
4月 1日 (金)	町職員辞令交付式 教職員発令通知式・新任受入式
4月 2日 (土)	防災ネット総会
4月 3日 (日)	東浦町消防団入退団式
4月 4日 (月)	知多地方教育事務協議会
4月 5日 (火)	ふるさとガイド総会
4月 6日 (水)	入学式 (石浜西小学校) 学校配当予算説明会
4月 7日 (木)	入学式 (東浦中学校) 学校開放運営委員会
4月 8日 (金)	学校経営会議
4月 13日 (水)	教頭会議 共同学校事務室運営委員会
4月 14日 (木)	教務主任会議 駅伝実行委員会
4月 15日 (金)	表彰審査委員会
4月 16日 (土)	於大まつり
4月 18日 (月)	第4回教育委員会定例会

令和4年
第1回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 1）間瀬 宗則 議員

1. コミュニティ・スクールモデル校の現状について

（1）コミュニティ・スクールのモデル校としての取り組み実績と、今後の課題について伺います。また、教育委員会はどうのように関わったのか伺います。

【回答】コミュニティ・スクール制度の導入当初においては、支援団体等にコミュニティ・スクールの仕組みやその役割を知っていただくことが大切と考えています。

令和3年度の取り組み実績としては、まず、年度当初に該当校の教頭が地区コミュニティの会合に出席した際に、学校を支援してくださっている団体に各団体の支援活動がコミュニティ・スクールで位置づけられている地域学校協働活動としての役割を担っていることを説明しています。

また、学校運営協議会においては、学校経営方針の承認や、学校評価アンケートの内容の検討をしていただくことで、学校運営に参画しているという意識をもっていただくことができたと考えています。

今後の課題としては、主に「地域学校協働本部を設置し機能させていくこと。」や「学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員（コーディネーター）」を配置すること。」の2点があげられます。

地域学校協働本部を設置し機能させることで、より多様な地域学校協働活動の実施が期待されます。そのためには、現在、すでに学校を支援してくださっている団体等が緩やかなネットワークを形成し、組織化することで、地域学校協働本部として機能することができると考えています。

また、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員（コーディネーター）」は、現状では各学校の教頭がその役割を担っていますが、地域の方に役割を担っていただくことにより、学校の抱える問題や課題等を地域と共有でき、より効果的な地域学校協働活動を実施することが期待できます。

いずれの課題についても、すぐに解消できるものではありませんが、今後、コミュニティ・スクールとしての取組みや活動を積み重ねる中で、解消していきたいと考えています。

教育委員会の係わりについては、教育委員会の役割は、協議会の設置、協議会委員の任命及び協議会の適正な運営を確保する措置を講じることが法律に規定されています。

今年度の教育委員会の係わりとしては、学校運営協議会に出席し、必要な説明を行ってきました。また、委員の方より、委員の権限や役割、どこまで学校運営に関与していいのかがよくわからない、などの意見をいただきましたので、主な職務内容や権限について、具体的な例を挙げた資料を作成し、説明をしてきました。

(2) 学校運営協議会は対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第6項)とあり、運営に関する事項には施設管理や施設整備に関することも含まれると理解していますが、意見を述べるのできる具体的な事項を伺います。

【回答】教育委員会としましては、主に以下の4点の項目を想定し、学校運営協議会委員の方に説明をしています。

1点目は、地域と学校の連携の推進に関する事で、例えば、地域行事への子供の参加や学校行事への地域の方の参加などです。

2点目は、学校の運営や運営に必要な支援、教育活動に関する事で、例えば、伝統文化や職業体験など地域の方が持つ知識や技術の活用、登下校時や授業における子供の見守り支援などです。

3点目は、施設の管理や整備に関する事で、例えば、学校の運営に地域の方が気軽に学校に関わることができるような施設の管理方法、必要な施設の整備などです。

4点目は、予算に関する事で、例えば、花壇や池の整備等の地域と学校が協働で実施する事業についてです。

(3) 地域と学校を結ぶための地域学校協働本部は、いわばコミュニティ・スクールのもう一本の柱ですが、地域住民、保護者、PTA、社会教育団体等のネットワーク形成に向けてどのような取り組みをしたのか伺います。また、教育委員会として対象となる団体と意見交換の場を設ける考えと、活動に必要な経費についての見解を伺います。

【回答】既存団体のネットワーク形成については、学校運営協議会制度導入後、すぐには難しいと考えており、当面の間は、各団体の活動を尊重するとともに、その活動がすでに地域学校協働活動としての役割を担っていることを認識していただくことが大切と考えています。

今年度においては、各団体のネットワーク形成に向けての取り組みは特に行っていませんが、将来的にはお互いが連携できるような仕組みを作っていきたいと考えています。

教育委員会としても、各団体等の活動の負担とならない程度に、互いに連携できるような緩やかなネットワークの形成は必要と考えています。これらの団体がつながることにより、地域学校協働本部として組織化され、将来的には地域部活動や放課後の子供の見守りなどの新たなニーズにも対応できることも期待されます。

そのため、今後、地区コミュニティの会議等の場で、学校の抱える課題を共有する機会を設けていただくなど、地域の中での話し合いにより解決できる

ような組織づくりができるよう学校や地域を支援していきたいと考えています。

また、活動に必要な経費についてですが、地域の団体等に行っていただいている学校への支援活動は、基本的にはボランティアでの活動をお願いしており、地域の団体等に対する補助金等の予算措置は考えていません。ただし、学校運営協議会が企画する活動については、学校運営活性化事業の中で今年度も予算措置をしています。

（４）地域学校協働本部が実際に機能するには、地域と学校を結ぶための活動推進員あるいは地域コーディネーターは欠かせない存在です。地域の方にこの役割を担ってほしいとのことでしたが、現状と今後どのように働きかける考えか伺います。

【回答】地域学校協働活動推進員は、学校と地域をつなげるコーディネーターとして大切な役割であることは認識していますが、現状において地域学校協働活動推進員は不在となっています。

しかしながら、本町においては、すでに多くの団体の方が学校を支援してくださり、学校と地域のつながりもあることから、すぐに地域学校協働活動推進員が必要という状況ではありません。今後、それぞれの地域にコミュニティ・スクールの制度が定着していく中で、地域の方が地域学校協働活動推進員を担っていただければと考えています。

３．大河ドラマ「どうする家康」を見据えた協議会への参加について

（２）本町には於大の方の名を冠した「於大公園」、明徳寺川沿いの「於大のみち」、春の「於大まつり」など、於大の方は町民のシンボリックな存在になっています。

於大の方出生地緒川城、家康と水野家、水野家の菩提寺乾坤院など家康ゆかりの史実をアピールし注目度を高めるチャンスですが、協議会と連携し年間を通してPR活動を活性化する考えと郷土資料館、観光協会などとの体制づくりの考えを伺います。

【回答】現時点での役割分担として、県は統一的なPR・プロモーション、広域からの観光誘客、県内周遊の促進などを行い、市町村は地域の観光資源の充実、旅行商品・土産物等の開発、受け入れ環境の整備を行い、協議会では情報共有・全体的な調整を行う予定と聞いています。

大河ドラマ「どうする家康」の放送に伴い予想される徳川家康への関心の高まりに乘じ、於大の方の功績等魅力を町内外へ発信していくことは、今まで以上に於大の方への関心を高めることが期待できるものと捉えています。本町としましても、広域観光が促されるこの機会を好機と捉え、本協議会と連携しながら、年間を通して効果的にPR活動に取り組めるよう、郷土資料

館、観光協会などとの連携体制についても検討を進めたいと考えています。

(3) 大河ドラマの放送は、一般質問で他の議員から質問のあった於大の方生誕 500 年に向けて機運を高めることが期待できます。協議会の発足を機に近隣市町との協力体制を構築して、統一的な情報発信を継続して行う体制づくりの考えを伺います。

【回答】本町は、これまでも、刈谷市、岡崎市、東京都文京区小石川伝通院とは、関係する歴史上の偉人たちにまつわるイベントへの出展等、相互参加を行ってきました。

本協議会へは、これまで交流のある刈谷市、岡崎市のほか、於大の方にゆかりのある阿久比町をはじめ、多くの市町村が参加しています。

近隣市町と協力した統一的な情報発信を継続して行う体制づくりを行うことは、スケールメリットを活かした観光の広域連携ができ、情報発信の強化につながると考えます。

今後、本協議会と連携を図りながら、於大の方にゆかりのある近隣市町との統一的な情報発信を継続して行う体制づくりについても必要に応じて検討していきたいと考えています。

質問者（質問順位 4） 前田 明弘 議員

2. 東浦町としての教員の働き方改革を踏まえた部活動の取り組みについて
（1）児童・生徒のニーズを踏まえた部活動の環境整備の状況について伺う。

【回答】小学校では、サッカー、バスケットボール、卓球に課外活動として取り組んでいます。中学校では、生徒が多様なスポーツや芸術文化等に触れる機会を確保するため、東浦中学校で 22、北部中学校で 12、西部中学校で 12 の部活動を設置し、多くの生徒が部活動に参加しています。現在は、令和 5 年度以降の休日部活動の段階的な地域移行に向けて準備を進めています。同時に、競技種目を単位とした部活動だけではなく、教育課程との関連を図りつつ、より多くの児童生徒が部活動に参加できるような機会を創出する必要があると考えています。通常の競技種目単位の部活動に限らず、児童生徒のニーズを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う部活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う部活動、体力づくりを目的とした部活動を設置するなど、多様な部活動の形態での活動ができるように検討していきたいと考えています。

（2）保護者に対し部活動への理解を求める協力体制の状況について伺う。

【回答】部活動は、学習指導要領総則において、教育課程外ではあるものの、教育課程との連携が図られるよう留意することと示されています。一方、教員の働き方改革を踏まえ、現状行われているような、教員が部活動に係わる業務を全て担うことが難しい状況となっています。このような状況に対する理解は徐々に広がってきていると捉えています。その上で、令和 5 年度以降の休日部活動の段階的な地域移行への準備の進捗状況を伝えることで、今後の部活動の在り方について、保護者の理解を得ていきたいと考えています。

（3）部活動は、学習指導要領では学校教育の一環として定義されている。技術指導はもちろんのこと、教育的なアプローチも求められているが、現状と今後の課題について伺う。

【回答】部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学習指導要領総則に、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるよう留意することと示されています。また、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有しています。現状として、部活動の顧問を担っている教員は、このような考えの下、いわゆる勝利至上主義に陥ることのないよう日々、指導しています。課題としては、今後の部活動指導においても、教育的なアプローチを継続していくことや、休日部活動が地域移行した際に、地域指導者とも指導における教育的意義を共有した上で、技術指導を

していくことが必要であると考えています。

(4) モデル地区として全国 200 校以上が先行して、部活の指導に地域の方などが入り実施している現状に対する見解について伺う。

【回答】(4) スポーツ庁における「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の資料には、中学生の発達段階に対応した技術力・生徒指導力を有する指導者の人材が不足していること、人件費等の予算を確保していくこと、大会運営や大会への参加条件等の課題が示されています。これらの課題については、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で検討されることとなっており、今年5月までに報告がされる予定です。

人材や予算の確保、大会の在り方等については、本町においても課題であると捉えており、5月の報告書で示される指針を参考に、令和5年度以降の段階的な地域移行に向けて準備を進めていきたいと考えています。

(5) 本町として、今後の部活動についてプロジェクトチームを作り、事業を計画立案していく予定について伺う。

【回答】スポーツ課と学校教育課が連携して、令和5年度以降の休日部活動の段階的な地域移行の実現に向けて準備を進めていきます。今年度は、スポーツ指導者人材バンクへ登録している方に対して、休日部活動の指導を行う意向があるかの確認を進めています。来年度は、学校と協議しながら受け入れ体制の準備を進め、令和5年度以降の段階的な地域移行を目指していきます。

質問者（質問順位 7） 鏡味 昭史 議員

1. 小中学校における学級閉鎖の対応について

（1）本町の小中学校の生徒等の感染で、学校名の公表をしていない状況がありますが、知多管内の小中学校では公表をしているところがあります。各市町での感染に対する公表の見直しの検討をしているとも伺っています。本町では、どのような検討内容か。また、公表するのかもしれないのか伺います。

【回答】の「本町の小中学校の生徒等の感染で、学校名の公表をしていない状況であるが、公表の見直しについて、本町では、どのような検討内容か。また、公表するのかもしれないのか」についてですが、教育委員会では、これまで児童生徒の新型コロナウイルス感染確認や学級閉鎖が発生した場合、学校名や学年等を公表することが、感染者の特定につながる可能性があることから、学校名等の公表はせず、感染確認の場合は「町立学校で何人」、また、学級閉鎖の場合は「町立小学校または中学校で何学級」といった公表をしてきました。

本年 2 月に入って知多 5 市が公表基準の見直しを行ったことから、本町も検討を行い、2 月 18 日金曜日からの公表基準を改めました。新たな基準として公表する内容は、学級閉鎖中の場合は学級数、学校休業の場合は校数とし、児童生徒の感染確認数は公表しないこととしました。学校名等の公表はこれまでどおり控えさせていただきます。

なお、学級閉鎖等を行う場合、関係する保護者や児童生徒に対しては、学校から情報発信をしています。

（2）本町の小中学校の生徒等には、令和 2 年度から令和 3 年度にかけてタブレット端末の導入をしています。どのような利用をしているのか伺います。

【回答】広報「ひがしうら」12 月号でも一部紹介がありましたが、タブレット端末を使用しない日がないほど、児童生徒は毎日使用して学習に取り組んでいます。

児童生徒はインターネットを利用した調べ学習をすることが容易に行うことができるようになりました。今までは学校に一つしか無いコンピュータ室でしかできなかったため、機動性が高まっています。また、文書作成アプリケーションを使用し、作文をデータ入力する形で作成したり、プレゼンテーションアプリケーションを使用し、調べ学習の成果を発表したりすることに生かしています。その後、作成した資料を全員で見ることができるように無線で大型 TV に投影することができる機器も導入しています。

体育の跳び箱運動やマット運動、鉄棒運動等では、カメラ機能を用い、自分の試技を録画し、客観的に見ることができます。自分がどのように試

技しているのかを確認することでよりよい運動につなげることができます。

小学校5年生算数の図形や6年生理科の電気の利用などでは、プログラミングアプリケーションを使用し、プログラミング学習を実施しています。

また、9月より使用している授業支援クラウド型アプリケーションを活用して、意見交流を行ったり、作成した発表資料の共有を行ったりしています。以前は紙で課題を配付していた場面も、データで配付することが可能となり、印刷するための時間が削減できたという教員側の声も聞こえております。

ここであげたことは一部です。主体的・対話的な深い学びにするためにどのようにタブレット端末を使用していくとよいか模索しているところです。

(3) 令和4年1月から2月には新型コロナウイルス感染症により、小中学校では学級閉鎖がありました。生徒達にタブレット端末の貸与をしている中で、感染拡大防止による積極的な活用での「リモート授業」の考えはないのか。また、他市町ではどのような状況なのか伺います。

【回答】まず他市町の状況ですが、タブレット端末の持ち帰りは多くの市町で全ての学校ではありませんが実施しています。学校休業もしくは学級閉鎖になった際に持ち帰り、朝の会の様にミーティングを実施したり、課題を配付したりしています。

リモート授業については、授業風景を流している学校もあると聞いていますが、授業風景を流すだけでは児童生徒の学ぶ意欲が低下してしまったため、やってみたけどやめたという報告もありました。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患したり、濃厚接触者となったりして登校できない場合においても、希望する家庭に持ち帰りを実施し、課題配付や授業風景をそのまま流す形で配信しています。

次に、本町の「リモート授業」についての考えですが、現在においても、これまでどおり学校での対面授業を大切にしていくことに変わりはありません。

学級閉鎖時については、その目的がゆっくりと体を休め、感染拡大防止に努めることであることから、今のところ「リモート授業」を実施する予定はありません。

しかし、濃厚接触者となり児童生徒がやむを得ず登校できない場合、学校と家庭をつなぐツールとしてタブレット端末を使用していくことは可能と考えています。著作権の問題等の課題はありますが、教室内の状況を配信することは可能と考えています。

タブレット端末の持ち帰りについては、学校長の裁量で実施することは可能としております。タブレット端末を利用した学習を選択肢の一つとして、まず、希望する家庭に対してタブレット端末の持ち帰りをを行い、学校と家庭をつなぐツールの一つとして活用していくよう学校に指示しています。接続

環境にない家庭や希望しない家庭に対しては、引き続き課題配付を行ったり、電話での児童生徒の状況把握をしたりしています。

タブレット端末の持ち帰りで教員が児童生徒にどのような学び方をさせるかを考えていくことが今後の課題であり、教育委員会としても引き続き学校を支援していきたいと考えております。

質問者（質問順位 9） 杉下 久仁子 議員

1. 教員の多忙化解消・働き方改革は進んだか

（1）令和 2 年第 1 回定例会にて、本町における 2019 年度（4 月から 1 月末まで）の勤務時間外在校時間が月 80 時間以上の教員の割合は、平均で全体の 25.5%との答弁であったが、2020 年度及び 2021 年度（4 月から 1 月末まで）の割合を伺います。

【回答】月によって割合は変わっていますが、平均して、2020 年度は 10.7 パーセント、2021 年度は 11.0 パーセントです。

（2）勤務時間の実態を正確に把握するには休憩時間の記録も必要だが、現在のタイムカードによる出退勤管理では不十分と考える。在校等時間の客観的な計測を行うために本町で取り組んでいること、検討していることは。

【回答】現在、タイムカード以外による在校等時間の管理については取り組んでおりません。ただし、各校に対しては、休業日に勤務した時間や、校外において職務に従事している時間についても、本人の報告等を踏まえて計測すること、実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることのないように指導しています。

（3）文部科学省「学校における働き方改革推進本部」より、学校部活動の地域移行を 2023 年度から段階的に行っていく考えが明言された。また、本町でも本年 1 月に行われた教育フォーラムにて、これからの課題としてディスカッションが行われたところである。

町教育委員会の見解と部活動の地域移行に向けた計画はどのようなになっているか。

【回答】文部科学省が示している「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」に基づき、「学校と地域が協働・融合」した部活動となるように、環境を構築していきたいと考えています。

現在、スポーツ課と学校教育が連携して、令和 5 年度以降の休日部活動の段階的な地域移行の実現に向けて準備を進めています。今年度は、スポーツ指導者人材バンクへ登録している方に対して、休日部活動の指導を行う意向があるかの確認を進めています。来年度は、学校と協議しながら受け入れ体制の準備を進め、令和 5 年度以降の段階的な地域移行を目指していきます。

質問者（質問順位 10）米村 佳代子 議員

3. 入見貝塚と天白遺跡ひろば等を巡る、情報発信の取り組みについて

（1）多くの人に東浦町の文化と歴史を知ってもらえるよう、「入海貝塚」と「天白遺跡ひろば」を結んだ文化財をめぐる散策コースを設定し、情報発信に取り組んでいく仕掛けの観光拠点整備事業（文化観光充実のため国指定等文化財磨き上げ事業）は、国庫補助要綱の活用対象とならないか伺います。

（2）第6次東浦町総合計画 4 生活・産業を支える基盤づくり（2）産業振興 観光振興の目標に「町の魅力を町内外へ発信するとともに、住民が楽しめるまちをつくります」とあり、現状は「住民が町内の魅力を知らないことが多い。」とあります。

史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項 3. 補助対象事業及びその内容

（2）歴史の道総合計画策定事業 ア、歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定等の記述があります。国指定文化財入海貝塚・天白遺跡ひろば等へ「歴史の道」の策定に対する本町の所見を伺います。

【回答】 文化庁の補助事業「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」は、外国人観光客を対象に文化財を活用した魅力向上につながる整備や公開活用を目的とし、主に日本遺産や世界文化遺産等が対象となります。また、史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項に記載されている「歴史の道」は、「古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等」となっており、歴史的な交通路のことになります。どちらも町が計画している散策コースでは要件に合致せず、補助対象にはなりません。

また、文化庁の補助事業で「地域文化財総合活用推進事業」に情報発信事業を対象としたものがありますが、新規事業の募集を中止している状況であり、他の補助事業も含め、現状では活用できる補助金はありません。

町としては、まず、入海貝塚や天白遺跡ひろば等を結ぶ散策コースの設定を行い、多くの人に東浦の歴史と遺産について知ってもらい理解を深めるようにPRや周知に努めてまいります。

なお、スマートフォン等を活用したコンテンツの作成については今後検討していきたいと考えています。

質問者（質問順位 11） 山田 眞悟 議員

1. まだまだ続く「コロナ感染拡大」にどう対応するのか

（6）学校教育の遅れへの対応について伺います。

【回答】今年度は昨年度実施された長期にわたる学校閉鎖は実施されていないため、学校教育の遅れはありません。

一部の学級においては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、学級閉鎖を実施しましたが、その際は家庭で学習する内容を伝えたり、学習プリントを配付したりして、児童生徒の学習を支援しました。

令和4年度 東浦町教育委員会職員数

(4月1日人数)

		令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
教育部長		1 人	1 人	0 人	
学 校 教 育 課	職 種	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
	正規職員	13 人	12 人	1 人	指導主事2名を含む
	会計年度任用職員	128 人	129 人		
	学校教育課事務員	1 人	1 人	0 人	
	こどもと親の相談員	2 人	2 人	0 人	
	学習支援コーディネーター	2 人	2 人	0 人	
	ふれあい教室	4 人	4 人	0 人	
	アフタースクール	12 人	12 人	0 人	
	小学校	77 人	75 人		
	学校用務員	14 人	14 人	0 人	
	学校事務員	7 人	7 人	0 人	
	休日図書用務員	2 人	2 人	0 人	藤江小学校
	心の健康相談員	7 人	7 人	0 人	
	学校生活支援員	33 人	30 人	3 人	
	教科等特別指導員	7 人	7 人	0 人	
	英語教育指導員	0 人	1 人	△1 人	
	理科実験支援員	2 人	2 人	0 人	7校2名
	日本語適応教室補助員	5 人	5 人	0 人	石浜西小学校
	中学校	22 人	25 人		
	学校用務員	5 人	6 人	△1 人	
	学校事務員	3 人	3 人	0 人	
	学校給食用務員	2 人	2 人	0 人	
	心の健康相談員	3 人	3 人	0 人	
	学校生活支援員	6 人	8 人	△2 人	
	日本語適応教室補助員	2 人	2 人	0 人	東浦中学校
	養護教諭補助員	1 人	1 人	0 人	東浦中学校
	小中学校	8 人	8 人		
	学校図書用務員	3 人	3 人	0 人	10校3名
	学校環境整備員	5 人	5 人	0 人	北地区2名、南地区3名

生涯学習課	職 種	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
	正規職員	9 人	7 人	2 人	再任用1名を含む
	会計年度任用職員	6 人	7 人		
	文化センター	3 人	3 人		
	生涯学習指導員	1 人	1 人	0 人	
	事務員	2 人	2 人	0 人	
	資料館	3 人	4 人		
	資料館指導員	1 人	1 人	0 人	
	学芸員補助	1 人	1 人	0 人	
	資料館職員	1 人	1 人	0 人	
	事務員	0 人	1 人	△ 1 人	

図書館	職 種	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
	正規職員	0 人	7 人	△ 7 人	再任用1名を含む
	会計年度任用職員	0 人	22 人		
	図書館指導員	0 人	1 人	△ 1 人	
	図書館司書補助	0 人	4 人	△ 4 人	
	図書館職員	0 人	17 人	△ 17 人	

スポーツ課	職 種	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
	正規職員	5 人	5 人	0 人	
	会計年度任用職員	17 人	20 人		
	事務員	3 人	3 人	0 人	
	体育施設維持維持管理員	5 人	5 人	0 人	
	施設管理員	6 人	6 人	0 人	
	ふれあいセンター コミュニティセンター 施設管理員	3 人	6 人	△ 3 人	他シルバー人材センターから2名

学校給食センター	職 種	令和4年度	令和3年度	増 減	備 考
	正規職員	0 人	9 人	△ 9 人	
	会計年度任用職員	0 人	45 人		
	事務員	0 人	1 人	△ 1 人	
	給食用務員	0 人	1 人	△ 1 人	
	調理員	0 人	35 人	△ 35 人	
	給食配送	0 人	8 人	△ 8 人	

計	正規職員	28 人	41 人	△ 13 人	
	会計年度任用職員	151 人	223 人	△ 72 人	

報告第10号

東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱等の一部を改正する要綱

(東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱の一部改正)

第1条 東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織) 第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>道路の維持修繕に関する事務、道路の改良に関する事務、交通安全施設に関する事務及び防犯施設に関する事務をそれぞれ所掌する課の職員</u> (4) 略 (会長及び副会長) 第5条 連絡会は、<u>通学路に関する事務を所掌する課の長（以下「担当課長」という。）</u>が会長となる。 2から4まで 略 (会議) 第6条 連絡会の会議は、<u>担当課長</u>が招集し、会長が議長となる。 2 略 (委任) 第7条 略	(組織) 第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>東浦町建設部土木課及び総務部防災交通課の職員</u> (4) 略 (会長及び副会長) 第5条 連絡会は、<u>学校教育課長</u>が会長となる。 2から4まで 略 (会議) 第6条 連絡会の会議は、<u>学校教育課長</u>が招集し、会長が議長となる。 2 略 <u>(庶務)</u> 第7条 <u>連絡会の庶務は、東浦町教育委員会教育部学校教育課においてこれを処理する。</u> (委任) 第8条 略

(東浦町教育委員会防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の一部改正)

第2条 東浦町教育委員会防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の本則を改正後の欄の本則に改める。

改正後	改正前
東浦町教育委員会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する事項は、東浦町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の規定の例による。この場合において、第5条第5項中「 <u>防犯に関する事務を所掌する課の長</u> 」とあるのは「 <u>教育機関の管理に関する事務を所掌する課の長</u> 」と、第10条中「町長」とあるのは「 <u>教育長</u> 」と読み替えるものとする。	東浦町教育委員会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する事項は、東浦町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の規定の例による。この場合において、第5条第5項中「 <u>防災交通課長</u> 」とあるのは「 <u>学校教育課長</u> 」と、第10条中「町長」とあるのは「 <u>教育長</u> 」と、様式第1中「 <u>防災交通課長</u> 」とあるのは「 <u>学校教育課長</u> 」と読み替えるものとする。

(東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部改正)

第3条 東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(委任) 第7条 略	(庶務) 第7条 推進会議の庶務は、教育部中央 図書館において処理する。 (委任) 第8条 略

(東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の一部改正)

第4条 東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の本則を改正後の欄の本則に改める。

改正後	改正前
(掲載期間) 第5条 広告の掲載期間は、<u>教育長</u>が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。 (申込み) 第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、<u>教育長</u>が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、<u>教育長</u>に申し込むものとする。 (広告内容の変更) 第10条 略 2 <u>教育長</u>は、前項に規定する申込みがあった場合は、広告掲載の可否を審査するため東浦町広告審査会に付すものとする。 (提供雑誌の休刊又は廃刊) 第12条 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊又は廃刊した場合において、<u>教育長</u>と協議の上、別の雑誌に広告を張り替えることができる。	(掲載期間) 第5条 広告の掲載期間は、<u>図書館</u>が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。 (申込み) 第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、<u>図書館</u>が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、<u>図書館館長</u>(以下「<u>館長</u>」という。)に申し込むものとする。 (広告内容の変更) 第10条 略 2 <u>館長</u>は、前項に規定する申込みがあった場合は、広告掲載の可否を審査するため東浦町広告審査会に付すものとする。 (提供雑誌の休刊又は廃刊) 第12条 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊又は廃刊した場合において、<u>図書館</u>と協議の上、別の雑誌に広告を張り替えることができる。

様式第2及び様式第3を次のように改める。

様式第2（第10条関係）

広告内容の変更申込書

年 月 日

住所
申込者 名称
代表者氏名

広告内容を変更したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

広告の 変更時期	年 月 日（予定）
主な変更点	

備考：新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

様式第3（第11条関係）

雑誌の提供中止申込書

年 月 日

住所
申込者 名称
代表者氏名

雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱の規定に基づき、次のとおり申込みます。

提供を中止する雑誌名	雑誌の名称
当初の提供期間	年 月 日から 年3月31日まで
提供を中止する時期または巻号	年 月 日（ 号 ）から中止希望

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町内の通学路の安全対策について関係機関と連携して、児童生徒の安全な通学を確保するため、東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 児童生徒の安全な通学の確保に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 半田警察署交通安全担当部局の職員
- (2) 愛知県道路管理部局の職員
- (3) 東浦町建設部土木課及び総務部防災交通課の職員
- (4) 町内の小中学校の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会は、学校教育課長が会長となる。

- 2 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、学校教育課長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を連絡会の会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、東浦町教育委員会教育部学校教育課においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

現行要綱

東浦町教育委員会防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱

東浦町教育委員会が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する事項は、東浦町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱の規定の例による。この場合において、第5条第5項中「防災交通課長」とあるのは「学校教育課長」と、第10条中「町長」とあるのは「教育長」と、様式第1中「防災交通課長」とあるのは「学校教育課長」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについては、この要綱の規定に基づき管理及び運用がされなければならない。

東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱

東浦町子ども読書活動推進会議設置要綱の全部を改正する。

(設置)

第1条 「東浦町子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、東浦町子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦町子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 子どもの読書活動に関する保育園、学校等の機関及びボランティア団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選考された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて教育長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取扱に関し、東浦町有料広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 東浦町中央図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌に広告掲載を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌を購入し、その雑誌を図書館の雑誌として提供する。

2 図書館は、提供された雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を対象とする。

(広告の規格)

第4条 雑誌のカバー表面の広告については、スポンサー名を表示し、縦3センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 雑誌のカバー裏面の広告については、当該カバー裏面に収まるサイズのものとし、片面印刷のものを使用する。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、図書館が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までに提供された最新号雑誌の次号発行日までとする。

(募集方法)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、広報ひがしうら及び町ホームページで行うものとする。

(申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する雑誌の中から雑誌を選定し、必要な書類を添えて、図書館館長（以下「館長」という。）に申し込むものとする。

(覚書の締結)

第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載決定の通知を受け取った後、速やかに、覚書（様式第1）により教育委員会と契約を締結しなければならない。

(雑誌の購入費の支払い)

第9条 雑誌の購入費の支払いについては、雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で決めるものとし、町は関与しないものとする。

(広告内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告内容の変更をしたいときは、広告内容の変更申込書（様式第2）により変更の申込みをしなければならない。

2 館長は、前項に規定する申込みがあった場合は、広告掲載の可否を審査するため東浦町広告審査会に付すものとする。

（提供の中止）

第11条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止する場合は、雑誌の提供中止申込書（様式第3）により中止の申込みをしなければならない。ただし、広告の掲載期間満了の2月前までに、申込みがない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌の休刊又は廃刊）

第12条 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊又は廃刊した場合において、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を張り替えることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第8条関係)

覺書

東浦町教育委員会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(提供雜誌)

第1条 甲は、乙から雑誌「 」の提供を受ける。

(広告掲載の方法)

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載する。ただし、広告の内容等については事前に甲乙で協議する。

(提供の期間)

第3条 乙が甲に対して雑誌を提供する期間は1年間(4月1日から翌年3月31日まで)とし、年度の途中からの場合は、甲が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 乙から期間満了の2月前までに、文書による解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

(広告掲載の責務)

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

(協議)

第5条 本覚書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所 東浦町大字緒川字政所 20 番地
名 称 東浦町教育委員会
代表者 教育長 印

乙 住 所
名 称
代表者

印

様式第2（第10条関係）

広告内容の変更申込書

年 月 日

図書館長

住所
申込者 名称
代表者氏名

広告内容を変更したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申込みます。

広告の 変更時期	年 月 日（予定）
主な変更点	

備考：新たに掲載しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

様式第3（第11条関係）

雑誌の提供中止申込書

年 月 日

図書館長

住所
申込者 名称
代表者氏名

雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、東浦町中央図書館雑誌スポンサー制度取扱要綱第11条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

提供を中止する雑誌名	雑誌の名称
当初の提供期間	年 月 日から 年3月31日まで
提供を中止する時期または巻号	年 月 日（ 号 ）から中止希望

報告第 11 号

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東浦町文化協会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>平成 34 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。
3 略	3 略

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

現行要綱

東浦町文化協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町における文化活動の振興、芸術文化団体の育成及び強化並びに地域文化の創造と発展を図り、心豊かな町づくりに資することを目的とする東浦町文化協会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町文化協会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、東浦町教育文化の発展、振興、活性化等に寄与すると認められる芸術文化振興事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1,386,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 平成 26 年度から令和元年度までに交付する補助金の額に関する第 5 条の規定の適用については、同条第 1 号中「1,386,000 円」とあるのは、「1,686,000 円」とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 11 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(1) 報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
(2) 旅費	交通費、通行料金等
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
(4) 役務費	通信運搬費、保険料等
(5) 使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
(6) 備品購入費	器具、機材等の購入費
(7) その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
 次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(補助金の額) 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるいずれかの小さいほうの額を限度として予算の範囲内に定める。 (1) 東浦町小中学校PTA連絡協議会活動費 <u>72,000 円</u> (2) 略 附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	(補助金の額) 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるいずれかの小さいほうの額を限度として予算の範囲内に定める。 (1) 東浦町小中学校PTA連絡協議会活動費 <u>144,000 円</u> (2) 略 附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

現行要綱

東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各小中学校間の連絡調整を図り、児童生徒の健全育成の推進に資することを目的とする東浦町小中学校PTA連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町小中学校PTA連絡協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、各小中学校間の連絡調整及び児童生徒の健全育成推進事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか小さいほうの額を限度として予算の範囲内において定める。

(1) 東浦町小中学校PTA連絡協議会活動費 144,000円

(2) 交付対象事業費（前条に規定する使途に用いた経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に2分の1を乗じて得た額

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（1）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（2）旅費	交通費、通行料金等
（3）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（4）役務費	通信運搬費、保険料等
（5）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（6）備品購入費	器具、機材等の購入費
（7）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を改正する要綱
東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則
この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

現行要綱

東浦町ボーイスカウト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボーイスカウト活動を活性化させ、青少年の健全育成に資することを目的とするボーイスカウト補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町内を活動拠点とするボーイスカウトとする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、ボーイスカウトが実施する青少年健全育成事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1 団体につき 90,000 円又は交付対象事業費（前条各項の規定に基づく経費をいう。）からその事業収入等を控除した実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度として予算の範囲内において定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（1）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（2）旅費	交通費、通行料金等
（3）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（4）役務費	通信運搬費、保険料等
（5）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（6）備品購入費	器具、機材等の購入費
（7）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

東浦町婦人会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
東浦町婦人会連絡協議会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条及び附則を改正後の欄の条及び附則に改める。

改正後	改正前
(補助金の額) 第5条 補助金の額は、 <u>140,000 円</u> を限度 として予算の範囲内において定める額 とする。 附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	(補助金の額) 第5条 補助金の額は、 <u>377,000 円</u> を限度 として予算の範囲内において定める額 とする。 附 則 1 略 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限 り、その効力を失う。

附 則
この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

東浦町婦人会連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区婦人会の連絡を密にし、婦人教養を高め、地域社会の向上に資することを目的とする東浦町婦人会連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町婦人会連絡協議会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、地区婦人会間の連絡調整、婦人教養及び地域社会の向上に寄与すると認められる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

(1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費

(2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、377,000 円を限度として予算の範囲内において定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 20 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（１）報償費	講師謝金、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材等の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。

令和4年度 学校教育課報告

令和4年4月

児童生徒数(4月7日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	37	2	21	5	25	4	25	1	23	1	24	18	155
	女	1	31	3	30	2	27	1	33	1	32	0	27	8	180
	計	6	68	5	51	7	52	5	58	2	55	1	51	26	335
生路小学校	男	2	24	1	28	2	24	1	30	1	20	0	28	7	154
	女	0	30	0	37	0	25	2	23	0	27	0	23	2	165
	計	2	54	1	65	2	49	3	53	1	47	0	51	9	319
片葩小学校	男	2	27	1	36	0	36	1	33	0	45	1	36	5	213
	女	0	26	0	36	2	30	0	32	1	31	1	37	4	192
	計	2	53	1	72	2	66	1	65	1	76	2	73	9	405
石浜西小学校	男	2	37	1	46	1	44	1	44	3	40	1	45	9	256
	女	1	32	1	38	0	30	0	41	2	37	1	46	5	224
	計	3	69	2	84	1	74	1	85	5	77	2	91	14	480
緒川小学校	男	3	41	2	40	0	23	3	51	6	53	2	42	16	250
	女	1	45	1	51	0	38	1	58	0	33	1	52	4	277
	計	4	86	3	91	0	61	4	109	6	86	3	94	20	527
卯ノ里小学校	男	2	21	2	33	3	26	2	23	2	16	3	32	14	151
	女	1	27	1	16	0	28	0	17	0	25	0	25	2	138
	計	3	48	3	49	3	54	2	40	2	41	3	57	16	289
森岡小学校	男	2	35	1	36	2	39	4	48	2	35	1	34	12	227
	女	1	36	1	46	0	24	0	31	1	40	0	34	3	211
	計	3	71	2	82	2	63	4	79	3	75	1	68	15	438
小学校計	男	18	222	10	240	13	217	16	254	15	232	9	241	81	1,406
	女	5	227	7	254	4	202	4	235	5	225	3	244	28	1,387
	計	23	449	17	494	17	419	20	489	20	457	12	485	109	2,793
東浦中学校	男	7	132	5	135	5	109							17	376
	女	2	155	2	120	4	128							8	403
	計	9	287	7	255	9	237							25	779
北部中学校	男	1	82	3	69	3	84							7	235
	女	1	74	0	78	1	93							2	245
	計	2	156	3	147	4	177							9	480
西部中学校	男	1	28	1	28	3	23							5	79
	女	1	30	1	26	0	34							2	90
	計	2	58	2	54	3	57							7	169
中学校計	男	9	242	9	232	11	216							29	690
	女	4	259	3	224	5	255							12	738
	計	13	501	12	456	16	471							41	1,428

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	3 月		2 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	21	0	20
生 路 小 学 校	0	17	0	17
片 葩 小 学 校	0	25	0	25
石 浜 西 小 学 校	1	89	1	92
緒 川 小 学 校	0	37	0	37
卯ノ里 小 学 校	0	30	0	31
森 岡 小 学 校	0	34	0	36
小 学 校 計	1	253	1	258
東 浦 中 学 校	0	81	0	81
北 部 中 学 校	0	44	0	45
西 部 中 学 校	0	16	0	17
中 学 校 計	0	141	0	143
総 計	1	394	1	401

長期欠席者数

(人)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	1	2
生 路 小 学 校	2	3
片 葩 小 学 校	2	4
石 浜 西 小 学 校	7	7
緒 川 小 学 校	1	2
卯ノ里 小 学 校	1	0
森 岡 小 学 校	6	5
小 学 校 計	20	23
東 浦 中 学 校	26	31
北 部 中 学 校	13	16
西 部 中 学 校	6	8
中 学 校 計	45	55
総 計	65	78

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	3 月	2 月
藤 江 小 学 校	0	0
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	0	4
石 浜 西 小 学 校	0	0
緒 川 小 学 校	0	0
卯ノ里 小 学 校	0	0
森 岡 小 学 校	1	0
小 学 校 計	1	4
東 浦 中 学 校	0	0
北 部 中 学 校	2	2
西 部 中 学 校	1	0
中 学 校 計	3	2
総 計	4	6

その他

特になし

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
 - ・新入学学用品費(新小中1年)
 - ・給食費
 - ・林間学校費(小5、中2)
 - ・修学旅行費(小6、中3)
 - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和4年5月)

日	曜日	行事名等	備考
1	日		
2	月		
3	火	憲法記念日	
4	水	みどりの日	
5	木	こどもの日	
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火		
11	水		初任者研修9:45～
12	木		県内町村教育長会13:00～
13	金		
14	土		
15	日		
16	月		全国町村教育長会定期総会
17	火		〃
18	水		
19	木		知教協13:30～
20	金		社会教育委員会14:00～
21	土		
22	日		ボーイスカウト総会9:00～
23	月		
24	火		教務主任者会15:00～
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

令和4年
学校給食5月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

19回		献立名		備考
日	曜			
2	月	麦ごはん 牛乳	かつおのおかか煮 野菜のしらすあえ わかめのみそ汁 こどもの日デザート	こどもの日
6	金	ご飯 牛乳	和風コロッケ 焼き肉風炒め 山菜汁	
9	月	ご飯 牛乳	いわしのしょうが煮 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
10	火	麦ごはん 牛乳	レバー入り白ごまつくね(小1,2年1個、小3～2個、中3個) 豚肉の柳川風 黄桃のシロップ煮	
11	水	ご飯 牛乳	揚げぎょうざ(小1,2年1個、小3～2個、中3個) 生揚げの中華煮 春雨の中華あえ	
12	木	ミルクロールパン 牛乳	ハンバーグのトマトソースかけ アスパラ入りクリームシチュー オレンジ(小1,2年1/8個、小3～1/4個)	
13	金	麦ごはん 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 春雨スープ 生乳いちごヨーグルト	
16	月	ご飯 牛乳	焼きさばのみぞれかけ きゅうりとわかめのポン酢あえ とり団子汁	
17	火	ご飯 牛乳	キャベツ入りメンチカツ チンゲンサイの香の物あえ 豆乳入りみそ汁 アーモンド小魚(中のみ)	
18	水	ご飯 牛乳	照り焼きチキン(小1,2年1個、小3～2個) じゃがいものそぼろ煮 パインアップルのシロップ煮	
19	木	きしめん 牛乳	五目きしめんの汁 ちくわの磯辺揚げ(小1,2年1個、小3～2個、中3個) たけのこのきんぴら	食育の日
20	金	ご飯 牛乳	さけのみそマヨネーズ焼き 生揚げのうま煮 野菜のきょうちんあえ	
23	月	ご飯 牛乳	シュウマイ(小1,2年1個、小3～2個、中3個) マーボー豆腐 野菜のしそひじきあえ	
24	火	麦ごはん 牛乳	ハヤシライス オムレツのきのこソースかけ 豆まめサラダ	
25	水	ご飯 牛乳	さばの銀紙焼き すき焼き風煮 青菜のアーモンドあえ	
26	木	サンドイッチパンズパン 牛乳	えびカツのソースかけ ポークビーンズ ナタデボンチ	
27	金	ご飯 牛乳	さわらのみそだれかけ 野菜のごま酢あえ 玄米団子入り八杯汁 ミックスナッツ	
30	月	ご飯 牛乳	まぐろとレバーのごまがらめ 切り干し大根の炒め煮 田舎汁	
31	火	ご飯 牛乳	けんちんしのだの和風あんかけ かきたま汁 冷凍みかん	

食べものカレンダー めん

令和4年度

第1・3木曜日 めん 第2・4木曜日 パン

令和4年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

4月 事業報告

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業 なし
- 2 図書館事業
 - ・16日(土)～ 本のリサイクルフェア
 - ・資料館企画展「SDGs展」コラボ展示
- 3 郷土資料館事業
 - ・16日(土)～ 春の企画展
「SDGsってなあに?はじめよう!過去を学び、未来に向けて」
 - ・21日(木) 四季の陶芸教室(春)

5月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・17、24、31日(火) 子育て支援リフレッシュ教室(緒川)
 - ・17、24、31日(火) かんたんかわいいつまみ細工(はなのき会館)
 - ・20日(金) おうちパン(はなのき会館)
 - ・26日(木) 可愛いお花のアレンジ講座(緒川)
 - ・31日(火) ヨガとメンテナンス教室(森岡)
- 2 図書館事業
 - ・1日(日) めいぐるみお泊り会
 - ・資料館企画展「SDGs展」コラボ展示
- 3 郷土資料館事業
 - ・29日(日)まで 春の企画展
「SDGsってなあに?はじめよう!過去を学び、未来に向けて」
 - ・5日(木) 四季の陶芸教室(春)
 - ・22日(日) 歴史講座

令和4年度スポーツ課事業報告・事業計画

◇4月事業報告

1 スポーツ推進委員会事業

12日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）

26日（火）スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町）

2 知多北地区社会体育連絡協議会

20日（水）第1回理事会（東海市商工センター）

3 スポーツ協会事業

7日（木）第1回役員会（はなのき会館）

21日（木）評議員会（はなのき会館）

4 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

14日（木）第1回実行委員会（はなのき会館）

5 学校体育施設開放事業

7日（木）学校体育施設開放運営委員会・連絡会（はなのき会館・体育館）

6 スポーツ少年団

下旬 スポーツ少年団第1回代表者会（はなのき会館）

◇5月事業計画

1 スポーツ教室

女性ストレッチ&エアロ教室を始め8教室 5/9から11/1

（子ども体育〔年少、年中火曜、年中木曜、年長、小学1年〕、初心者キッズダンス、バランスボール、女性ストレッチ&エアロ）

2 スポーツ推進委員会

10日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館）

3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会

29日（日）第1回小中学生練習会（あいち健康の森）

◇その他

特になし